



埼玉県報

第 500 号
令和 6 年(2024 年)
3 月 22 日
金曜日

目次

規則

- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

告示

- 令和 6 年度における建設工事の請負等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（入札審査課）
- 羽生都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の品質の確保等に関する法律の規定による登録事項の変更に係る告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の失効に関する告示（病虫害防除所）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正（出納総務課）
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正（出納総務課）
- 一般国道 140 号の道路の占用を制限する区域の指定（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 407 号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道越谷野田線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道平方東京線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道笠原菖蒲線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一三―六二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ その子（満十二歳に達する日後の最初の四月一日以後の子にあつては、特別支援学校等に在籍する者に限る。）が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより臨時に休業となり、その子の世話をを行う必要がある場合

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和六年度において県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
 - (2) 入札参加資格認定申請をした日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的

- 事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
- 認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定申請をした日から一年七
月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
- 入札公告において別に定める。

告 示

埼玉県告示第二百七十三号

羽生市から羽生都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第二百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字寺田六千六番地一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九六三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七一六台

ハ 変更年月日

令和六年十一月十二日

ニ 届出年月日

令和六年三月十一日

二 縦覧期間

令和六年三月二十二日から令和六年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月二十二日から令和六年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百七十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第一項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第五九五号	肥料の種類	魚かす粉末	肥料の名称	8・0 雑魚荒かす粉末	保証成分量（%）その他の規格	窒素全量 八・〇 りん酸全量 五・〇	登録の有効期限	令和十一年二月二十六日	生産業者の氏名又は名称及び住所	三幾飼料工業株式会社 東京都練馬区東大泉三丁目五番十四号
登録番号	埼玉県第六六七号	肥料の種類	乾燥菌体肥料	肥料の名称	メイジ乾燥菌体肥料	保証成分量（%）その他の規格	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	登録の有効期限	令和八年三月十六日	生産業者の氏名又は名称及び住所	株式会社明治 東京都中央区京橋二丁目二番一号

<p>埼玉県第 六六八号</p>	<p>埼玉県第 五二一号</p>	<p>埼玉県第 四七九号</p>
<p>混合有機 質肥料</p>	<p>消石灰</p>	<p>炭酸カル シウム肥 料</p>
<p>サナー グロス</p>	<p>顆粒消 石灰</p>	<p>53菱 印炭酸 カルシ ウム肥 料</p>
<p>窒素全量 一・八 りん酸全量 五・五 加里全量 三・三 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり</p>	<p>アルカリ分 七二・〇</p>	<p>アルカリ分 五三・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり</p>
<p>令和十一 年四月十 三日</p>	<p>令和十一 年四月四 日</p>	<p>令和十一 年四月 七日</p>
<p>株式会社サナ 埼玉県所沢市東所 沢和田一丁目四十 一番地の六</p>	<p>秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号</p>	<p>菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町十番地二一</p>

<p>埼玉県第 五六七号</p>	<p>埼玉県第 六八二号</p>	<p>埼玉県第 七〇一号</p>
<p>配合肥料</p>	<p>副産石灰 肥料</p>	<p>乾燥菌体 肥料</p>
<p>有機配 合肥料</p>	<p>50副 産石灰</p>	<p>彩土の 輝き</p>
<p>窒素全量 一・〇 りん酸全量 一九・〇 加里全量 一二・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり</p>	<p>アルカリ分 五〇・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり</p>	<p>窒素全量 四・〇 りん酸全量 一・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり</p>
<p>令和十一 年七月十 三日</p>	<p>令和十一 年六月十 六日</p>	<p>令和八年 四月十三 日</p>
<p>大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸 六丁目四十九番十 二号</p>	<p>キューピータマゴ 株式会社 東京都調布市仙川 町二丁目五番地七</p>	<p>株式会社湖池屋 東京都板橋区成増 五丁目九番七号</p>

埼玉県第 六二五号	埼玉県第 六〇一号	埼玉県第 六九四号
乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料	混合有機 質肥料
乾燥菌 体肥料 76号	乾燥菌 体肥料 42号	日高コ ンポ 432
窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり
令和八年 十月二十 七日	令和八年 十月十七 日	令和十一 年十月二 日
朝日アグリア株式 会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地	イノチオプラントケ ア株式会社 愛知県豊橋市若松 町字若松百四十六 番地	

<p>埼玉県第 六六三号</p>	<p>埼玉県第 四四五号</p>	<p>埼玉県第 四四四号</p>
<p>配合肥料</p>	<p>混合有機 質肥料</p>	<p>混合有機 質肥料</p>
<p>112 0ゆう きくん</p>	<p>5・0 魚かす 混合肥 料</p>	<p>6・0 魚かす 混合肥 料</p>
<p>窒素全量 一・〇 りん酸全量 二〇・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり</p>	<p>窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり</p>	<p>窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり</p>
<p>令和十一 年十一月 九日</p>	<p>令和十一 年十一月 十一日</p>	<p>令和十一 年十一月 十一日</p>
<p>大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸 六丁目四十九番十 二号</p>		

五〇六号	埼玉県第
質肥料	混合有機
号 5・2	料 5・
	機 質 肥
	混合有
窒素全量	五・〇
りん酸全量	五・〇
加里全量	二・〇
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	
	令和八年 十二月十 二日
	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七百五十三番地一

告示

埼玉県告示第二百七十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に係る変更の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容	
埼玉県第 五九五号	魚かす粉末	三幾飼料工業 株式会社 代表者の変更	変更前 中澤 輝之	変更後 赤羽 秀樹
埼玉県第 五五二号	乾燥菌体肥 料	朝日アグリア 株式会社 代表者の変更	変更前 村上 政徳	
埼玉県第 五五三号	乾燥菌体肥 料			
埼玉県第 五七五号	副産動物質 肥料			
埼玉県第 五七六号	副産動物質 肥料		変更後 中村 紀之	
埼玉県第 五八三号	魚かす粉末			

六九二号 埼玉県第	六九一号 埼玉県第	六六二号 埼玉県第	六六一号 埼玉県第	六二五号 埼玉県第	六〇三号 埼玉県第	六〇一号 埼玉県第	五八九号 埼玉県第
肥料 混合有機質	粉末 ひまし油か す及びその	肥料 副産植物質	肥料 副産植物質	料 乾燥菌体肥	肥料 副産動物質	料 乾燥菌体肥	料 乾燥菌体肥
代表者の変更				朝日アグリア 株式会社			
変更後				変更前			
中村 紀之				村上 政徳			

埼玉県第 六九四号		埼玉県第 六六〇号	
混合有機質 肥料		乾燥菌体肥 料	
イノチオプラ ントケア株式 会社 登録証の継承		東洋水産株式 会社 代表者の変更	
変更後		変更前	
愛知県豊橋市若松町字若 松百四十六番地 代表者 村上 昭一		川合肥料株式会社 静岡県磐田市前野二千二 百二十六番地 代表者 山口 健	
		変更後	変更前
		住本 憲隆	今村 将也

告示

埼玉県告示第二百七十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県 第四七五号	生石灰	80生石灰	アルカリ分 八〇・〇	菱光石灰工業株式会 社 東京都千代田区神田 富山町十番地二
埼玉県 第四七六号	消石灰	65菱印消 石灰	アルカリ分 六五・〇	
埼玉県 第四七七号	消石灰	60菱印消 石灰	アルカリ分 六〇・〇	
埼玉県 第四七八号	炭酸カルシウム肥料	55菱印炭 酸カルシウム肥料	アルカリ分 五五・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	

告 示

埼玉県告示第二百七十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―四―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県白岡市篠津字道上四百一番一外七十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四千百六十四・四九立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表みずほ信託銀行株式会社の項中「東京都中央区八重洲一丁目二番一号」を「東京都千代田区丸の内一丁目三番三号」に改める。

告 示

埼玉県告示第二百八十号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表みずほ信託銀行株式会社の中「埼玉県の公金の収納事務」を「同右」に改め、同表三井住友信託銀行株式会社の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改める。

告示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻 幸二

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 百四十号 秩父市荒川久那字下モ屋敷三七七五番一地先から

同市荒川上田野字上下石原七番一〇地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和六年三月二十三日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百七号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>鶴ヶ島市大字高倉字三角原一二四二番三 地先から同市大字高倉字新右エ門前一 六五番三九地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年三月二十三日 午後二時</p>
<p>備 考</p>	<p>令和五年十月三十一日付け 埼玉県飯能県土整備事務所長 告示第十三号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長六一九・五〇メートル。</p>

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>羽生市大字藤井上組字北藤井 一五二番一地从先から 同市大字藤井上組字北藤井 一七〇番四地先まで</p>		区 間
<p>一〇・九九 ～ 二一・四六</p>	<p>一〇・〇三 ～ 二一・四六</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四〇・〇二</p>		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

羽生外野栗橋線	路線名
羽生市大字藤井上組字北藤井 一五二番一地先から 同市大字藤井上組字北藤井 一七〇番四地先まで	供用開始の区間
令和六年三月二十二日	供用開始の期日
令和六年三月二十二日付け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。延長四〇・〇メートル	備考

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小島 茂

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市大字増林字根通三五二七番一地从先から 北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三三三番 二地先まで		区 間
二六・〇〇〇 四〇・九六	二六・〇〇〇 三七・二六	敷地の幅員 (メートル)
五〇四・〇〇		(延 メートル)長
平成二十年十二月五日 付け埼玉県越谷県土整 備事務所長告示第三十 五号で告示した道路予 定区域の変更である。		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島 茂

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平方東京線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市大字増林字根通三五一九番一地从先から 同市大字増林字根通三五五番一地从先まで		区 間
九・四二〇 一四・八二	八・一〇〇 一〇・九〇	敷地の幅員 (メートル)
二四一・〇〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>川越栗橋線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市菖蒲町小林字小下前二〇八八番地先から同市菖蒲町小林字小下前一七八九番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年三月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和六年二月二十七日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一八九・八五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

笠原菖蒲線	路線名
久喜市菖蒲町小林字小下後三六八〇番 一地先から同市菖蒲町小林字小下後二 〇九八番六地先まで	供用開始の区間
令和六年三月二十二日	供用開始の期日
令和四年八月五日付け埼玉県杉戸県土 整備事務所長告示第十五号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長五三・一メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年三月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

一 許可番号

令和五年十一月二十一日

指令川建セ第〇五〇一一〇号

二 検査済証番号

令和六年三月十八日

川建セ第〇五〇二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字中里二千百四十二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県志木市中宗岡二丁目二十七番十号アムールBonheur一〇一号

高橋 秀典